

令和8年度 観光地等交通対策業務（東山地域） プロポーザル受託候補者選定基準

本受託候補者選定基準は、提出された提案内容等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものである。

1 選定者

都市計画局歩くまち京都推進室長1名、同室戦略推進担当部長1名、同室企画課長1名、同室交通施設計画課長1名、計4人の審査員により審査を行う。

2 選定方法

別表に掲げる評価項目について採点し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。応募者が1者であった場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。

3 評価項目及び配点

別表に基づき採点を行う。

4 評価方法

（1）評価点の考え方

審査員は、別表の各項目について、次のとおり判断する。

ア 審査項目①については、以下の2段階で評価する。

判定	評価点
京都市内に本社又は支社、事業所を有している。	5点
京都市内に本社又は支社、事業所を有していない。	1点

イ 審査項目②～④については、以下の5段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	極めて良好	5点
B	良好	4点
C	普通	3点
D	やや不十分	2点
E	不十分	1点

ウ 審査項目⑤については、以下のとおり評価する。
(最低提示価格÷提案業者の提示価格) × 5 点

(2) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

(3) 項目評価点の計算

項目評価点は次の式により計算する。

項目評価点＝評価点×項目加重点

5 失格の条件

以下に掲げる場合は、無条件で失格とする。

- (1) 企画書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 見積金額が予定価格の上限を超えている場合
- (3) 企画書等に必要な項目が記載されていない場合

＜評価項目及び配点＞

審査項目	評価内容	評価点	加重点	配点
①資格	・京都市内に本社又は支社、事業所を有しているか。	5	1	5
②業務実績	・本業務に類似又は関連する業務の実績があるか	5	3	15
③業務実施体制	・仕様書に沿う、提案内容を確実に実施できる適切な実施体制が提案されているか。	5	4	20
④基本的な考え方及び目的適合性	・本市の方針に沿った、明確かつ現実的な方針が示されているか。	5	4	55
	・東山地域における交通対策等の取組内容が適切であるか	5	4	
	・仕様書で要求する項目以外のもので、特筆すべき事項又は有効な追加提案があるかどうか	5	3	
⑤見積額	・（最低提示価格÷提案業者の提示価格）×5 点	5		5
合計				100